**【制度改正等の課題解決環境整備事業】**

**働き方改革関連法対応セミナー**

皆様の会社の準備はお済みでしょうか？

　2019年（中小企業は2020年４月）より厳しい罰則付きで働き方改革関連法がスタートし、労働者を取り巻く社会環境の変化や働き方への意識の変化に伴い、労働関係法の整備や改正が頻繁に行われています。本セミナーでは、中小企業でも始まっている労働基準法関連法のポイントを復習し、2023年に改正された職長等の安全衛生教育や時間外労働の割増賃金率についても学んでいきます。この機会にぜひご参加ください。



**講 座 内 容**

1. **働き方改革の目的**
2. **これまでの法改正のポイント確認**

**①有給休暇**

**②労働時間の上限規制**

**③同一労働同一賃金**

**④改正育児・介護休業法**

1. **令和５年 法改正法**

**①職長等の安全衛生教育の対象業種拡大**

**②月６０時間超の時間外労働割増賃金率改正**

1. **若年労働者の離職防止に向けて**

※今後、セミナー内容が変更になる場合があります。

**講　師**

社会保険労務士・精神保健福祉士

RMCA-J（R）上級リスクコンサルタント

**氏**

明治大学法学部卒業。明治大学大学院博士前期課程民事法学専攻（財産法）修了。司法試験受験をしながら学習塾講師を経て、損害保険会社嘱託営業社員、損害保険法人代理店代表、経営コンサルティグ会社執行役員を経て現職。中小企業を中心に、労務管理体系の構築から各種個別制度の設計まで労務管理全般にわたる診断・指導を手掛けるとともに、メンタルヘルス問題の予防・早期発見及び対処のための職場環境改善コンサルティングやセミナー・研修講師としても活動中。

**令和5年7月26日（水）１４：００～１６：００**

**日　　時**

**南三陸商工会館　２階　研修室　（南三陸町志津川字沼田14番地27）**

**会　　場**

**無 料**

**受講料**

　１５**名（定員になり次第、締め切ります）**

**南三陸商工会・宮城県商工会連合会**

**TEL：0226-46-3366　FAX：0226-46-5335**

**メール：minamisanriku\_sci@office.miyagi-fsci.or.jp**

**主　　催**

**定　　員**

**下記申込書にご記入後、FAX又はメールにてお申込みください。**

**申込方法**

※切り取らずにFAXしてください。

南三陸商工会　行　　　　ＦＡＸ：0226-46-5335　　メール：minamisanriku\_sci@office.miyagi-fsci.or.jp

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　所　名 |  | ＴＥＬ |  |
| 所　在　地 |  | ＦＡＸ |  |
| 受　講　者　氏　名 |  |  | |

＊本申込書にご記入いただいた情報は、本講座開催に係る各種連絡の他、当所主催のセミナー案内等に利用させていただきます。